平成２３年（フ）第４１５９号
埼玉県三郷市彦成３丁目10―19―402
債務者　伊藤　照惠
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１６０号
東京都清瀬市下宿１丁目１－３―501
債務者　幸田　定広
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１６１号
埼玉県越谷市東越谷４丁目３―25
債務者　佐藤　弘雄
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１６２号
千葉県銚子市川口町１丁目2085―10
債務者　佐々木真美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１７０号
東京都八王子市館町556―１―102
債務者　本田　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１７１号
東京都北区豊島８丁目18―６―201
債務者　古田　真基
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１７２号
東京都台東区千束３丁目25―18―８
債務者　大竹　勇樹
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１７３号
東京都墨田区石原３丁目34―１―402
債務者　安沢　佳江
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１７４号
千葉県野田市山崎2428―13
債務者　板垣　睦子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１７５号
埼玉県富士見市東みずほ台４丁目８―16
債務者　川俣　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８３号
埼玉県川口市東川口４丁目11―25―209
債務者　星　　晃
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８７号
東京都北区赤羽北３丁目19―４―202
債務者　田村　知子（旧姓瀧田）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８９号
東京都板橋区清水町77―11―103
債務者　横山　直記
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１９０号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前２丁目４―18　駅前ハイツＢ１
債務者　栗山美奈子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１９１号
東京都中野区本町３丁目９－９－２Ａ
債務者　有光　英子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部